

非常変災時の措置について（お知らせ）

豊中市教育委員会事務局
児童生徒課長

台風及び地震等の非常変災があった場合、子どもたちの安全確保を最優先し、下記のような措置をとりますのでお知らせします。

記

◆台風等について

1. 豊中市もしくは豊中市を含む地域に「暴風警報」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」※「洪水警報」「暴風特別警報」「大雨特別警報」のいずれか（以下「警報」という。）が発令されている場合は、活動を中止します。
ただし、8時30分までに「警報」が解除された場合には平常どおり（午前の活動、午後の活動ともに）行います。また、8時30分から12時00分までに「警報」が解除された場合には、午後の活動のみ行います。

| | |
|-------------------------|-----------------|
| 8時30分までに解除された場合 | 午前の活動実施、午後の活動実施 |
| 8時30分から12時00分までに解除された場合 | 午前の活動中止、午後の活動実施 |
| 12時00分までに解除されない場合 | 午前の活動中止、午後の活動中止 |

2. 児童生徒が登館後に「警報」が発令されたときは活動を中止します。下館については、当館の判断で、待機させたり直ちに下館させたりする等、適切に対応します。

※ 大雨警報の3種類のうち非常変災時の措置の対象となるのは、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」となります。（「大雨警報（土砂災害）」は非常変災時の措置の対象外となります。）よって、「大雨警報（土砂災害）」だけが発令されている場合は、平常通りの活動を行います。

※ テレビのニュースやテロップでは上記の種別が明示されていないことがありますが、気象庁のホームページ、豊中市ホームページ（「おおさか防災ネット」にリンク）、NHKデータ放送（NHK総合テレビのチャンネルに合わせ、リモコンの「d」ボタンを押す）で確認いただけます。

◆地震について

豊中市に震度5以上の地震が発生した場合は、活動を中止します。震度5未満であっても、被害の発生状況によって中止する場合があります。

◆その他

1. 創造活動係からは、参加者全員に活動を「実施する」・「実施しない」の連絡はいたしかねます。「警報」の発令が懸念される際は、気象情報などの確認をお願いします。
2. 電話による問い合わせは、混乱が予想されますので、できるかぎりご遠慮願います。
3. 「警報」が解除され、平常どおり活動がある場合に欠席される場合は、ご連絡ください。